愛媛の地酒需要喚起事業委託業務　仕様書

１　業務目的

清酒の原料となる酒米の価格高騰等により経営が圧迫される県内酒蔵を支援するため、愛媛の地酒の需要喚起策を講じることにより、酒蔵の経営強化を図る。

２　定義等

（１）愛媛の地酒

　　愛媛の地酒とは、愛媛県酒造組合に加盟する県内34酒蔵で製造された酒

３　業務の内容

　　地域の食文化や地域文化と深い関わりをもつ愛媛の酒蔵の販売支援を行い、「愛媛の地酒需要喚起キャンペーン」（以下「キャンペーン」という）の事業効果を最大化するための具体的な実施方法を提案すること。

（１）県内の20代から30代の女性をメインターゲットとし、愛媛県酒造組合、県内酒蔵とも連携し、効果的な愛媛の地酒の需要喚起につながるキャンペーンを実施する。

　　なお、受託者はキャンペーン事務局の役割を担い、店舗や消費者からの問合せ等に丁寧に対応すること。

①　愛媛の地酒景品企画

　　・需要喚起策として、愛媛の地酒購入者を対象に、抽選の上景品を送り、愛媛の地酒をPRする。

　　ア　応募資格

　　　　・愛媛の地酒を購入した者とする。

　　イ　応募方法

　　　　・応募者は３④の応募するための資材等を使用し、キャンペーン事務局に応募する。

　　　　　応募の際には、応募者の氏名、住所、連絡先等、必要事項を記入し、購入した愛媛の地酒の銘柄及び金額に関する情報が分かるようにすること。

　　ウ　当選者の決定及び発表

　　　　・受託者は、抽選により当選者を決定する。また、当選は発送をもって行うこと。

　　エ　景品の発送

　　　　・景品の数量、内容及び金額は、県と受託者で協議の上決定する。

　　　　・景品は、受託者が買い上げ、受託者が当選者へ発送すること。

　　　　・発送時には、愛媛の地酒の効果的なPRに努めること。

　　オ　応募期間等

　　　　・令和７年６月から７月末、令和７年８月から９月末までの２期間を基本とする。なお、各期間終了後１か月を経過する日までに、当選者の決定に係る抽選を実施し、景品の発送を行うものとする。

②　県内における愛媛県の地酒のプロモーションイベントの開催

　　・愛媛県酒造組合に加盟する全ての酒蔵が参加するよう努め、期間中は多くの酒蔵が現地で直接PRできるよう可能な範囲で調整すること。

　　・イベントにおいて景品企画の広告宣伝を行うなど、景品企画への応募に繋がるよう工夫すること。

　　・開催場所については、事業目的に応じて適切な施設を県と受託者で協議の上決定する。

　　・イベントは、１日間の開催とし、開催時期は県と受託者で協議の上決定する。

　　・会場の装飾については、３④において受託者が作製・準備すること。

③　キャンペーンに係る広告宣伝

　　・広告宣伝にあたっては、３④で作製する販促物の掲示・配布等、愛媛県酒造組合に加盟する全ての組合員に協力を依頼すること。

　　・消費者に向けた告知及び愛媛の地酒の需要喚起を図るため、ＳＮＳを活用したデジタルプロモーションを実施すること。また、必要に応じて、デジタル広告や広報番組、テレビCM等を組み合わせ、効果的な広告宣伝を行うこと。

④　キャンペーン資材作製

　　・景品の応募をするための資材等を作成すること。なお、応募資材は紙やオンラインなど、多く応募があるよう工夫すること。

　　・県内の消費者に対しキャンペーンの実施を周知するための各種販促物（ポスター・チラシ等）を作成すること。

　　・販促物は、統一コンセプトに基づいて酒蔵や地酒の特長などを効果的にＰＲするほか、ＱＲコードを記載するなど、広告宣伝との連動を図ること。

４　委託費用

(１)対象経費

①人件費

業務従事者の賃金、法定福利費（事業主負担分に限る）、社内規定等で必要とされる範囲の諸手当（通勤手当等）

②事業費

ア　賃借料　　申請者情報の取りまとめ等に使用するパソコン等のリース料、業務実施に必要となる会場の借り上げに係る経費等

イ　消耗品費　事業実施に必要な消耗品購入経費等

ウ　旅費　　　　現地調査・プロモーション出張旅費等

エ　役務費　　通信運搬費

オ　その他　　その他知事が事業運営に必要と認める経費

③一般管理費

事業全般を管理する際に発生する雑務的経費

④委託契約に係る消費税及び地方消費税等

ア　課税事業者の場合

それぞれの経費については、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額とすること。

イ　免税事業者の場合

それぞれの経費については、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、課税仕入れ額を合算したものを消費税及び地方消費欄に記載すること。

（２）対象とならない経費

①５万円以上の機械・機器等の購入代金

②土地、建物を取得する経費

③その他、事業との関連が認められない経費

５　数値目標等

　　本業務の目標として、キャンペーン応募者数を目標ＫＰＩとして設定すること。

　 　・事業の目的に応じて、ＳＮＳ上での計測可能な指標を目標ＫＰＩとして提案すること。

　　・その他、成果を分析するために有効な指標で、別途提案するものがあれば、その効果検証のスキームや目標ＫＰＩを提示すること。

　 　・各業務内容について、プロモーションの実施期間を通じて、ＰＤＣＡサイクルを回しながら、県と協議の上、継続的な改善を図ること。

　　・プロモーションの状況やＳＮＳのアクセス分析を行い、定期的にレポートを提出すること。

６　実施体制

業務の実施にあたっては、委託者との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体

制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

・受託者は本業務委託を指揮する総括管理者を配置し、やむを得ない場合を除き変更しな

いこと。

・総括管理者は、①企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させる

こと、②申請等の管理や関係者との連絡調整を行うこと、③委託者との連絡を密に行い業務を

進め遅滞なく業務が遂行できるよう人員及び体制の確保を行うこと、④本業務を安全に実施で

きるよう管理を行うこと、⑤経費・事業内容等、委託者から報告を求められた際は速やかに対

応すること。

７　委託期間

　　契約締結日より令和８年１月31日までとする。

８　事業計画書及び報告書の提出

・受託者は、契約締結後受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について

県と協議の上、速やかに事業計画書を作成して県に提出すること。

・委託業務完了後、10日以内に実績報告書を作成し、県の完了検査を受けること。

・県は、必要がある場合は委託者に対して委託業務の進捗及び処理状況について調査し、又

は報告を求めることができる。

９　留意事項

・本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要

及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者が承諾した場合はこ

の限りでない。

・本業務は、別記「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施す

ること。

・本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、委託者と協議を重ねながら、適正に

履行すること。

10　秘密保持

・本業務に関し、受託者から県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

・本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用し

てはならない。

・受託者は、本業務で知りえた業務上の秘密を保持しなければならない。

11　個人情報の保護

個人情報の保護については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

　　なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、県に協議すること。

12　著作権等

・本業務に伴う著作権は受注者に帰属する。ただし、発注者はホームページ掲載・内部用資料としての利用に限り、成果物のPDFの提出を求めることができる。その他の二次利用については、別途協議をすることとする。

13　成果物

・実績報告書のほか、委託事業を実施したことが証明できる書類及びデータ等を添付すること。（提出前にウイルスチェックを実施すること。）

・その他、県が業務の確認に必要と認める書類。

14　その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託

者と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについて

は本業務に含まれるものとする。

15　参考（今後のスケジュール）

　　　令和７年６月～９月 　　　　 　：愛媛の地酒需要喚起キャンペーン

　　　令和７年７月 　　　　　　　　　 ：キャンペーンと連動した地酒プロモーションイベント